

奈良県告示第二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県環境森林部水・大気環境課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境部環境政策課（橿原市八木町一丁目一―一八）において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

奈良県知事 山下 真

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋精密工業株式会社 代表取締役社長 佐野 賢司
橿原市新堂町三七六番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋精密工業株式会社
橿原市新堂町三七六番地一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設一基
特定施設的能力	処理能力 六シート／時間
特定施設の工事着手予定年月日	既設
特定施設の工事完成予定年月日	既設
特定施設の使用開始予定年月日	許可後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日	の値														項目	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
	特汚	定染	施状	設態	かの	ら通	排常	出の	さ値	れ及	るび	汚最	水大	等の			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg／ℓ）	りん含有量（単位 mg／ℓ）	窒素含有量（単位 mg／ℓ）		／ℓ	浮遊物質質量（SS）（単位 mg		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／ℓ）		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／ℓ）		水素イオン濃度（水素指数）					
○														通常	なし	八時間（最大十二時間）	
○														最大			

当たりの通常量及び最大量（単位 m ³ ）		
-------------------------------------	--	--

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の工事着手予定年月日		汚水等の処理方法			処理施設的能力			処理施設の構造			処理施設の種類
C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	B施設 し尿浄化槽、排水処理装置及びシアン排水処理施設（以下「B施設」、「C施設」及び「D施設」という。）
既設	既設	アルカリ塩素法	活性汚泥法	接触酸化	二・一m ³ ／日	六m ³ ／時間	五十一人槽	基礎 鉄筋コンクリート 本体 塩ビ樹脂製	鉄筋コンクリート構造		

				季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間			処理施設の使用開始年月日			処理施設の工事完成予定年月日				
水素イオン濃度（水素		項 目			D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	
	B施設														
		通常	処理前	なし（全ての施設）	九時間（最大十二時間）	九時間（最大十二時間）	二十四時間	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設
		最大													
七・三		通常	処理後												
七・三		最大													

[illegible]

六 排水水の汚濁状態及び量

素指数	項目	汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の量及び最大の量 (単位 m³)										
		シアン化合物 (単位 mg CN / l)			ノルマルヘキサンの抽出物質含有量 (単位 mg / l)			(単位 mg / l)			D施設	C施設
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設	D施設	C施設	B施設		
					不検出							
					不検出							
					不検出							
六・七〇七・七	最大	一・五	五五・五	一・〇	不検出	不検出		〇・三				
		二・一	七五・六	一・四	不検出	不検出		一・〇				

排出水の量(単位 m³/日)	排出水の汚濁状態						
	シアン化合物(単位 mg CN/ℓ)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/ℓ)	りん含有量(単位 mg/ℓ)	窒素含有量(単位 mg/ℓ)	浮遊物質(単位 mg/ℓ)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/ℓ)
五五・五	不検出	〇・三	〇・〇二	三・〇	一・四	四・〇	二・五
七五・六	不検出	一	〇・〇五	七・〇	五・六	八・〇	七・二